

平成18年 4月 障害者の公費負担医療制度が変わります

平成18年4月1日から障害者自立支援法が始まり、障害者の医療費制度も変わります。「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」をご利用されている方については、自己負担などの仕組みが変わります。

自立支援医療制度で自己負担はどう変わるの？

- 受けられる医療の内容は、これまでと変わりません。
- 医療機関窓口での自己負担が医療費の原則1割となりますが、所得の低い世帯には月あたりの自己負担上限額が決定されます。

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税（所得割）の合計額				
	低所得1	低所得2	2万円未満 （中間層1）	2万円以上 20万円未満 （中間層2）	20万円以上		
0円	負担上限月額 2,500円	負担上限月額 5,000円	医療保険の自己負担限度額※1		対象外		
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※2				
			負担上限月額 5,000円	負担上限月額 10,000円	負担上限月額 20,000円		

※1 育成医療の場合に限り、中間層1は10,000円、中間層2は40,200円の負担上限月額

※2 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲についてはご利用の医療機関に問い合わせください。

- 入院時の食費の標準負担額については原則自己負担になります。



手続きはどうすればいいの？

○申請窓口

更生医療	育成医療	精神通院医療
市町村	保健所	申請は市町村、相談は精神保健福祉センター

※更生医療などをご利用されている方で更新などの手続きが必要な方については、役場や医療機関から随時お知らせしています。

国保の手続きを忘れずに！

次のようなときは、国保への届け出が必要です。

区 分	必 要 な も の
社会保険資格喪失	印鑑・社会保険資格喪失連絡票（同一世帯に国保の人がいればその保険証）
社会保険に加入したとき	印鑑・保険証・社会保険証（持っている人は高齢者受給者証）
転 入	印鑑（新世帯に国保の人がいればその保険証）
転 出	印鑑・保険証（持っている人は老人・高齢者受給者証）
転 居	印鑑・保険証（転居先に国保の人がいればその保険証、持っている人は老人・高齢者受給者証）
世帯主の変更	印鑑・保険証（持っている人は高齢者受給者証）
子どもが生まれたとき	印鑑・保険証
死亡したとき	印鑑・保険証（持っている人は老人・高齢者受給者証）

※「保険証」とは、国民健康保険被保険者証です。

※14日以内に届け出をしてください。手続きは町民係窓口でできます。